

郵便入札の手引き

1 郵便入札とは

公告又は通知によりあらかじめ指定された日時までに書留郵便により入札書を送付する入札方法をいう。

2 郵便入札の対象

盛岡地区広域消防組合が発注する案件で、一般競争入札又は指名競争入札を行うものを対象とする。

3 郵便入札の参加方法

(1) 郵送の方法

ア 「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかによるものとし、普通郵便、メール便又は特定記録郵便等その他の方法による入札は、「無効」とする。

イ 封筒は、二重封筒（内封筒及び外封筒）とする。

ウ 公告又は通知に記載された日時までに到達しない入札書は、「無効」とする。

エ 郵便入札に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(2) 内封筒

ア 入札案件ごとの入札書を封入するものとし、複数の入札書を入れて郵送された場合は、すべて「無効」とする。

イ 入札書のほか、内訳書等の書類の提出を求める場合は、入札書と併せて内封筒に入れるものとする。

ウ 内封筒の表面に必要事項を記載し、裏面は糊付け及び入札書に押印した印鑑で封印するものとし、必要事項の記載がないものは、「無効」とする。

（内封筒の記載要領等は、別紙「郵便入札封筒の作成例（内封筒）」を参照すること。）

(3) 外封筒

複数の内封筒を1つの外封筒に入れて提出することは、可とする。

また、一般競争入札の場合、入札参加資格確認申請書を外封筒に入れて提出することも可とする。

（外封筒の記載要領等は、別紙「郵便入札封筒の作成例（外封筒）」を参照すること。）

(4) 郵送先

公告又は通知で示すこと。

4 入札書の取扱い

(1) 開札時に内封筒に誤記載等があった場合は、開札は行わず、入札は「無効」とする。

また、到達した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないこと。

(2) 入札参加資格確認申請書及び入札書が送付され、審査した結果、参加資格がないことが確認された場合は、入札書は返却しないこと。

また、開札前に入札が中止又は取消しとなった場合についても同様とする。

5 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに辞退届を郵送（普通郵便可）又は持参により提出するものとする。なお、入札書提出後の辞退は認めないこと。

6 開札の立会い

郵便による入札をした者についても開札に立ち会うことができるものとし、その場合は、名刺等により身分を確認すること。

また、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札の事務に関係のない職員に立ち合わせて行うこと。

7 入札の回数及び再度入札

入札の回数は、3回を限度とし、公告又は通知で示すこと。

また、1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格）で入札した者がいなかったときは、次のいずれかにより再度入札を行うこと。

(1) 公告又は通知に定める入札の方法を「直接提出又は郵便による提出のいずれか」とした場合

再度入札における入札者は、辞退者及び最低制限価格未満で入札した失格者を除き、入札会場にて入札書を提出した入札者のみとする。

また、郵送による入札を行った者は、「辞退扱い」とする。

(2) 公告又は通知に定める入札の方法を「郵便による提出」とした場合

再度入札における入札者は、辞退者及び最低制限価格未満で入札した失格者を除く入札者とする。

また、再度入札についても、一般書留又は簡易書留による郵送提出に限るものとする。

（当該入札者に2回目の入札実施の連絡をした後、1回目の最低応札金額、入札書提出期限及び入札日を記載したものをファックスで送付すること。）

8 同額入札の場合

落札（候補）者となり得る同額の入札をした者が2人以上いる場合は、くじ引きを行い順位を決定すること。

また、当該入札をした者が開札に立ち会っている場合は、その者にくじを引かせ、立会いがない場合については、決定にあたり当該入札参加者に連絡したうえで、当該入札の事務に関係のない職員がくじを引くこと。

9 入札結果の通知

郵便入札により落札者を決定したときは、入札参加者若しくはその代理人又は立会人に対し、入札結果を伝えるとともに、立ち会わなかった入札参加者に対しては、ファックスにより結果を通知すること。

10 同等品

物品の購入等において、同等品での入札を認める場合は、公告又は通知に同等品の提出期限を記載し、提出された同等品が適しているか審査を行うこと。

また、審査後、直ちにその結果を連絡すること。